

「市民と議会のわがまちトーク」意見対応に対する議会としての行動 (案)

資料 1

	議会としての行動	具体的な行動
1	難聴者、聴覚障害者に対して議会開催時に手話通訳者や要約筆記者の派遣が可能であることの周知に努める。	【提言 1～3】 関連項目・総合計画前期実行計画の監視項目とする。 第 2 章第 5 節第 2 項 3②合理的配慮・コミュニケーション支援の充実 (P. 77) ・議会開催時や社会活動時に手話通訳者及び要約筆記者の派遣が可能であることを議会報、市議会HPに掲載、FMまいづるにてアナウンスする。 ・なるべく、毎定例会に、難聴者、聴覚障害者が傍聴に来られるように依頼する。 ・定例会時に、障害サービスの資料をエレベーターホール等で提供する。
10	難聴者、聴覚障害者に対して社会活動時に手話通訳者や要約筆記者の派遣が可能であることの周知に努める。	
12	障害支援に関する資料が必要な方に対して情報提供に努める。	
2	補聴器、人工内耳については、全国統一の公的支援制度の構築により平等に支援されるのがよいと考えるため、人工内耳及び補聴器に関する意見書の提出を目指す。	・令和元年 12 月定例会にて、補聴器及び人工内耳に関する意見書 2 件を提出予定。 ・障害者の集いやカフェ等に参加し、意見収集を行い、議案審議等の参考とする。
3	障がい者への市独自の制度について、各団体、個人の要望を聞き取り、集約していく中で要望事項をとりまとめるよう努める。	
6	地域に根付いた活動を行い、障がい者に優しいまちづくりにつながるよう努める。	
7	地域に根付いた活動を行い、地域住民に対し市の取組内容をお伝えするとともに、地域住民の意見収集に努める。	
11	災害情報の把握及び提供に努め、その結果を市へ伝達する。	・人権講演会年 4 回開催の内、障害に関するテーマ開催時の講演会等に参加し、理解を深める。 ・(社)京都聴覚言語障害者福祉協会実施の「聞こえのサポーター養成講習会」を福祉健康常任委員会として開催する。
5	障がいについての講習会や会合等への参加により、障がい者及び事業所に寄り添い、意見収集に努める。	
8	障がいに対する理解を深めるため、人権講演会等積極的に参加するよう努める。	【提言 5】 関連項目 ・総合計画前期実行計画の監視項目とする。 第 2 章第 5 節第 1 項 1①保健・医療・福祉サービスの連携 (P. 74)
4	医療的ケア児の支援について、市の対応を今後注視する中で、要望・提言が必要と判断した場合には対応に努める。	
9	府市連携の動向を注視しつつ、障がいのある地域住民の状況把握に努める。	